

船舶事故調査報告書

令和8年4月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和7年10月25日 12時20分頃
発生場所	三重県鳥羽市日向島北東方沖 島ヶ埼灯台から真方位274° 720m付近 (概位 北緯34° 30.5′ 東経136° 50.3′)
事故の概要	漁船大弘丸は、南南東進中、また、漁船新秀丸は、船首を北西方に向けて操業しながら漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和7年11月5日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 大弘丸、4.4トン ME3-59522（漁船登録番号）、一般社団法人三重県漁船リース事業協会 B 漁船 新秀丸、1.24トン ME3-45932（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷等 B 右舷船首部外板に凹損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、三重県伊勢市二見町沖で一本釣り漁の操業を終え、同県志摩市和具漁港に向けて帰港を開始し、約10ノットの対地速力で手動操舵によって南南東進していた。 船長Aは、日向島北東方沖において、右舷船首方で漂泊していたプレジャーボート1隻を視認したので、同船の動静に意識を集中して操船を続けた。 船長Aは、周囲を目視で確認した際、左舷船首方にB船がいることに気付かないまま、プレジャーボート以外に航行の支障となる他船はいないと思い、右舷方を見ながらプレジャーボートを避けようと同じ速力のまま左舵を取ったところ、A船の右舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した。(図1参照)



図1 事故発生場所概略図
 国土地理院Webサイトの地理院地図を加工して作成

本事故に気付いたプレジャーボートの船長は、118番通報した。

A船は、船長Aが船体等の損傷状況を確認し、航行には支障がなかったため、自力航行で鳥羽市鳥羽港に着岸した。

B船は、船長Bが1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、鳥羽市おはま小浜漁港を出航し、日向島北東方沖において主機の操縦ハンドルを中立として漁ろうに從事していることを示す形象物を掲げ、船首を北西方に向け、漂泊を開始した。

船長Bは、一本釣りを開始する前に船首方を目視で確認して他船はいないと思い、右舷船尾部甲板上で操業していた。

船長Bは、釣り糸を巻き上げていた際、掛かった魚が逃げてしまったので、上げた仕掛けの状態に注意を向けていた。そのとき、エンジン音が聞こえたので、立ち上がって船首方を見ると、至近にA船が迫ってきているのを認め、A船に向けて大声を出したが、B船とA船とが衝突した。

船長Bの友人は、少し離れたところに別の船で釣りに来ており、本事故の発生に気付いて118番通報した。

B船は、船長Bが船体等の損傷状況を確認し、航行には支障がなかったため、自力航行で鳥羽港に着岸した。

分析	船長Aは、A船が南南東進中、右舷船首方で漂泊するプレジャーボート1隻しか視認していなかったことから、同船の動静把握に意識
----	--

	<p>を集中し、周囲の見張りを行っていなかったものと考えられる。</p> <p>船長Bは、B船が漂泊して一本釣り漁を実施中、船尾部甲板で仕掛けの状態に注意を向けていたことから、船首方の見張りを行っていなかったものと考えられる。</p> <p>これらのことから、A船が航行中、B船が漂泊中、両船が衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南南東進中、B船が船首を北西方に向けて操業しながら漂泊中、船長Aが、右舷船首方で漂泊するプレジャーボート1隻しか視認しておらず、同船の動静把握に意識を集中し、周囲の見張りを行っていなかったため、また、船長Bが、船尾部甲板で仕掛けの状態に注意を向けており、船首方の見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、特定の対象に意識を集中し過ぎることなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。特に、進路を変更する際は、周囲の船舶との見合い関係に注意し、著しく接近させないこと。 ・ 船長は、漂泊中であっても、接近する他船を早期に発見できるよう、適時、周囲の見張りを適切に行うこと。